

## 府中市普通肥料登録等に係る事務処理要領

(平成20年 4月 1日 制定)

(令和4年 5月 13日 一部改正)

### 1 目的

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第6条第1項、第7条第1項、同条第2項、第10条、第12条第2項、同条第4項、第13条、第15条第1項、第16条第1項、同条第2項、同条第4項、第16条の2、第22条及び第23条の規定に基づく登録及び届出に関する事務処理は、法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 2 普通肥料の登録

#### (1) 登録の申請

普通肥料を生産しようとする者は、銘柄ごとに「肥料登録申請書」（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

なお、申請する際には、府中市手数料条例（以下「手数料条例」という。）で定める額の手数料を納付するものとする。

- ア 登記簿抄本又は住民票等
- イ 成分分析結果
- ウ 生産工程の概要
- エ 原料の入手先・入手経路
- オ 生産する事業場及び保管する施設の位置図

#### (2) 登録の有効期間の更新

登録の更新を受けようとする者は、「肥料登録有効期間更新申請書」（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

なお、申請は、有効期間満了日の30日前までに行うものとし、申請する際には、手数料条例で定める額の手数料を納付するものとする。

- ア 登録証原本
- イ 生産工程の概要

#### (3) 登録事項等（登録証記載事項を除く）の変更

普通肥料生産業者は、登録申請事項（申請又は届出様式に記載のない事項（以下「参考事項」という。）を含む）に変更を生じた場合、「肥料登録事項変更届」（別記様式3号）正副2通により、市長に届け出るものとする。

ただし、登録証記載事項に係る変更も同時に生じた場合は、2（4）ア（別記様式第4号）により届け出るものとする。

また、変更事項については、次のうちそれを確認できる書類を添付するものとする。

なお、届出は、変更を生じた日から2週間以内に行わなければならない。

- ア 登記簿抄本
- イ 生産工程の概要
- ウ 原料の入手先・入手経路
- エ 生産する事業場の位置図
- オ 保管する施設の位置図

#### (4) 登録証の書替交付申請

普通肥料生産業者は、登録証の書替の必要が生じた場合、次のいずれかの書類により、市長に申請するものとする。

なお、次のア、イについては書替の必要が生じた日から2週間以内に行わなければならない。

また、ウについては滅失・汚損等の事実の判明後、遅滞なく行うものとし、エについては肥料の名称を変更しようとする日より前に行うものとする。

##### ア 申請者の住所及び名称の変更による書替交付申請

「肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書」(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(ア) 登記簿抄本又は住民票等

(イ) 登録証原本

##### イ 相続等による書替交付申請

「相続(合併、分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請書」(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、申請するものとする。

(ア) 登記簿抄本又は住民票等

(イ) 登録証原本

(ウ) 相続関係を証明する書類

##### ウ 滅失、汚損等による登録証の書替交付申請

「肥料登録証再交付申請書」(別記様式第6号)に登録証原本(滅失の場合を除く)を添付して申請するものとする。

##### エ 肥料名称変更による登録証の書替交付申請

「肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書」(別記様式第7号)に登録証原本を添付して申請するものとする。

#### (5) 登録の失効

登録を受けた者は、登録が効力を失った場合、「肥料登録失効届」(別記様式第8号)正副2通に登録証原本を添付して、市長に届け出るものとする。

なお、届出は失効後、遅滞なく行わなければならない。

### 3 指定混合肥料の届出

#### (1) 生産開始の届出

指定混合肥料を生産しようとする者は、「指定混合肥料生産業者届出書」(別記様式第9号)正副2通に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出るものとする。

なお、届出は、事業を開始する1週間前までに行わなければならない。

- ア 登記簿抄本又は住民票等
- イ 生産工程の概要

- ウ 原料となる肥料の内容
- エ 配合内容
- オ 成分分析結果（「指定混合肥料」において原料肥料の保証成分表から主成分を設計保証する場合は除く。）
- カ 生産する事業場及び保管する施設の位置図

## （2）届出事項等の変更

指定混合肥料生産業者は、届出事項（参考事項を含む。）に変更が生じた場合、「指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書」（別記様式第 10 号）正副 2 通により、市長に届け出るものとする。

また、変更事項については、次のうちそれを確認できる書類を添付するものとする。

なお、届出は、変更が生じた日から 2 週間以内に行わなければならない。

- ア 登記簿抄本又は住民票等
- イ 生産工程の概要
- ウ 原料となる肥料の内容
- エ 配合内容
- オ 成分分析結果
- カ 生産する事業場の位置図
- キ 保管する施設の位置図

## （3）廃止の届出

指定混合肥料生産業者は、その事業を廃止した場合、「指定混合肥料生産事業廃止届出書」（別記様式第 11 号）正副 2 通により、市長に届け出るものとする。

なお、届出は、事業を廃止した日から 2 週間以内に行わなければならない。

## 4 特殊肥料の届出

### （1）生産（輸入）開始の届出

特殊肥料を生産又は輸入しようとする者は、「特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書」（別記様式第 12 号）正副 2 通に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出るものとする。

なお、届出は、事業を開始する 1 週間前までに行わなければならない。

- ア 登記簿抄本又は住民票等
- イ 成分分析結果
- ウ 生産工程の概要
- エ 原料の入手先・入手経路
- オ 生産する事業場及び保管する施設の位置図
- カ 輸入する場所（港）の所在地

### （2）届出事項等の変更

特殊肥料の生産業者又は輸入業者は、届出事項（参考事項を含む。）に変更が生じた場合、「特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書」（別記様式第 13 号）正副 2 通により、市長に届け出るものとする。

また、変更事項については、次のうちそれを確認できる書類を添付するものとする。

なお、届出は、変更が生じた日から 2 週間以内に行わなければならない。

- ア 登記簿抄本又は住民票等
- イ 成分分析結果
- ウ 生産工程の概要
- エ 原料の入手先・入手経路
- オ 生産する事業場の位置図
- カ 保管する施設の位置図
- キ 輸入する場所（港）の所在地

### （3）廃止の届出

特殊肥料の生産業者又は輸入業者は、その事業を廃止した場合、「特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書」（別記様式第 14 号）正副 2 通により、市長に届け出るものとする。

なお、届出は、事業を廃止した日から 2 週間以内に行わなければならない。

## 5 販売の届出

### （1）販売開始の届出

肥料を販売しようとする者は、「肥料販売業務開始届出書」（別記様式第 15 号）正副 2 通に次に掲げる書類を添付して、販売業務を行う事業場ごとに、市長に届け出るものとする。

なお、届出は、業務を開始した日から 2 週間以内に行わなければならない。

- ア 登記簿抄本又は住民票
- イ 販売業務を行う事業場及び保管する施設の位置図

### （2）変更の届出

肥料販売業者は、届出事項に変更が生じた場合、「肥料販売業務開始届出事項変更届出書」（別記様式第 16 号）正副 2 通により、市長に届け出るものとする。

また、変更事項については、次のうちそれを確認できる書類を添付するものとする。

なお、届出は、変更が生じた日から 2 週間以内に行わなければならない。

- ア 登記簿抄本又は住民票等
- イ 販売業務を行う事業場の位置図
- ウ 保管する施設の位置図

### （3）廃止の届出

肥料販売業者は、その事業を廃止した場合、「肥料販売業務廃止届出書」（別記様式第 17 号）正副 2 通により、市長に届け出るものとする。

なお、届出は、事業を廃止した日から 2 週間以内に行わなければならない。

## 6 肥料の登録及び届出書の受理

### （1）普通肥料の登録

市長は、申請書の内容が適当と認めた場合これを登録し、申請者に対し、「登録証」（別記様式第 18 号）を交付するものとする。

また、登録の有効期間の更新、登録証の書替交付及び再交付の場合も同様とする。

### （2）普通肥料の届出

市長は、届出書の記載事項及び添付書類の内容を確認の上、これを受理し、届出者に対し、当該届出書の副本を添付して通知するものとする。

(3) 指定混合肥料の届出

市長は、届出書の記載事項及び添付書類の内容を確認の上、これを受理し、届出者に対し、当該届出書の副本を添付して通知するものとする。

(4) 特殊肥料の届出

市長は、届出書の記載事項及び添付書類の内容を確認の上、これを受理し、届出者に対し、当該届出書の副本を添付して通知するものとする。

なお、当該肥料が、堆肥、動物の排せつ物又は混合特殊肥料である場合は、別紙「特殊肥料（堆肥、動物の排せつ物、混合特殊肥料）の品質表示について」及び当該届出書の副本を添付して通知するものとする。

(5) 肥料販売の届出

市長は、届出書の記載事項及び添付書類の内容を確認の上、これを受理し、届出者に対し、当該届出書の副本を添付して通知するものとする。

7 肥料登録・生産届出台帳、肥料販売届出台帳

市長は、台帳を備え、登録及び届出事項を記載、整理するものとする。

8 登録に関する公告

市長は、登録、変更、失効及び有効期間を更新した普通肥料についてこれを公告し、農林水産大臣及び全ての都道府県市長に通知しなければならない。

附則

この要領は平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は令和4年 5月 13日から施行する。

(別表)肥料登録・届出添付書類一覧

	普通肥料						指定混合肥料			特殊肥料				販売		
	登録 (様式1号)	有効期間 更新 (様式2号)	登録事項 変更 (様式3号)	登録証記 載事項 変更 (様式4号)	登録証 書替申請 (様式5, 6, 7号)	失効 (様式8号)	生産 (様式9号)	届出事項 変更 (様式10号)	廃止 (様式11号)	生産 (様式12号)	輸入 (様式12号)	届出事項 変更 (様式13号)	廃止 (様式14号)	開始 (様式15号)	届出事項 変更 (様式16号)	廃止 (様式17号)
登録申請書又は届出書 ( )は部数	○(1)	○(1)	○(2)	○(2)	○(1)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)
登録簿抄本・住民票 ※1	○		△	○	△		○	△		○	○	△		○	△	
登録証原本		○		○	○	○										
成分分析結果	○						○	△		○	○	△				
生産工程の概要 ※2	○	○	△	△			○	△		○		△				
原料の入手先・入手経路	○		△	△						○	○	△				
生産事業場の位置図	○		△	△			○	△		○		△				
販売事業場の位置図														○	△	
保管する施設の位置図	○		△	△			○	△		○	⊖	△		○	△	
相続関係を証明する書類					△											
配合する原料及び配合内容 ※3							○	△								
輸入する場所(港)の所在地											○	△				
手数料(県証紙) (上段：一般 下段：農協等)	35,000円	7,100円														
	18,000円	3,600円														

○：必須 △：変更事項に該当する時のみ

※1 生産（販売）する事業場及び保管する施設の所在地が登録簿抄本、住民票で確認できない場合は、当該住所を証明可能な公的書類等を添付する。

※2 「指定混合肥料」において、原料肥料の保証成分表から主成分を設計保証する場合は除く。液状の肥料等を配合する場合、4週間以上品質低下を起こさないことを確認した成分分析結果を添付する。

※3 肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗若しくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、又はその土壌中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料を使用した普通肥料にあつては、その材料の種類及び名称並びに使用量を記載する。指定混合肥料にあつては、肥料の種類別に使用可能な材料の範囲で使用した材料について同様に記載する。

※4 原料となる肥料の内容（登録番号、肥料の種類、肥料の名称、土壤改良資材の種類、保証成分、品質表示、生産業者名等）及び配合の内容（配合割合、保証成分計算式及び計算値、分析保証の場合は原料の成分分析結果）を記載する。

(様式第1号)

## 肥料登録申請書

年 月 日

府中市長 様

〒  
住所  
氏名（名称及び代表者の氏名）  
電話番号

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

### 記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 保証分量とその他の規格
- 5 生産する事業場の名称及び所在地
- 6 保管する施設の所在地
- 7 植物に対する害に関する栽培試験の成績
- 8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号、第3号に掲げる事項（生産工程等）

(様式第 2 号)

## 肥料登録有効期間更新申請書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 12 条第 4 項の規定により、登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

### 記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 氏名及び住所 (法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 4 肥料の種類
- 5 肥料の名称
- 6 保証成分量その他の規格
- 7 生産する事業場の名称及び所在地
- 8 保管する施設の所在地
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条に掲げる事項 (生産工程等)

(様式第3号)

## 肥料登録事項変更届

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

### 記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した 年 月 日	変更した事項	変更した理由

(様式第4号)

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく  
肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更 年月日	変更した事項		変更した 理由
				登録証の記載事項 に該当するもの	その他	

(様式第5号)

相続（合併，分割）に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり相続（合併，分割）により登録を受けた者の地位を承継したので，肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

1 承継した年月日

2 登録を受けた者の氏名及び住所（法人の場合はその名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

3 承継した肥料の登録番号，種類及び名称

登録番号	肥料の種類	肥料の名称

(様式第 6 号)

## 肥料登録証再交付申請書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記の登録証を滅失(汚損)したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

### 記

1 登録番号

2 登録年月日

3 登録の有効期限

4 肥料の種類

5 肥料の名称

6 保証成分量その他の規格

(様式第7号)

肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

年 月 日

府中市長 様

〒  
住所  
氏名（名称及び代表者の氏名）  
電話番号

1 登録番号

2 肥料の種類

3 肥料の名称

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

1 新しい名称

2 変更する理由

(様式第8号)

肥 料 登 録 失 効 届

年 月 日

府 中 市 長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日から下記の肥料の登録は有効期間の満了(生産の廃止)により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条の規定により、登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称

(様式第9号)

## 指定混合肥料生産業者届出書

年 月 日

府中市長 様

〒  
住所  
氏名 (名称及び代表者の氏名)  
電話番号

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出ます。

### 記

- 1 氏名及び住所 (法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 肥料の名称
- 3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかの別
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

### 備考

肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料  
肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定混合肥料)  
肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定化成肥料)  
肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第3号に掲げる普通肥料 (特殊肥料等入り指定混合肥料)  
肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第4号に掲げる普通肥料 (土壌改良資材入り指定混合肥料)

(様式第 10 号)

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項(肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 2 項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

年 月 日

2 変更した事項

(変更前)

(変更後)

3 変更した理由

(様式第 11 号)

指定混合肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項 (肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 2 項) の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

年 月 日

2 生産していた指定混合肥料の名称

(様式第 12 号)

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記により特殊肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

備考

輸入業者にあつては 4 を記載しなくてよい。

(様式第 13 号)

特殊肥料生産業者(輸入業者)届出事項変更届出書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

さきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

年 月 日

2 変更した事項

(変更前)

(変更後)

3 変更した理由

(様式第 14 号)

特殊肥料生産(輸入)事業廃止届出書

年 月 日

府中市長 様

〒  
住所  
氏名 (名称及び代表者の氏名)  
電話番号

さきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た特殊肥料の生産 (輸入) 事業を下記のとおり廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

年 月 日

2 生産 (輸入) していた特殊肥料の名称

(様式第 15 号)

## 肥料販売業務開始届出書

年 月 日

府 中 市 長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記により肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出ます。

### 記

1 氏名及び住所 (法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 販売業務を行う事業場の所在地

3 本市内にある保管する施設の所在地

(様式第 16 号)

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

さきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

年 月 日

2 変更した事項

(変更前)

(変更後)

3 変更した理由

(様式第 17 号)

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

府中市長 様

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

さきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

# 登 録 証

氏 名

住 所

法人にあつては、その名称、代表者  
の氏名又は主たる事業所の所在地

登 録 番 号

登 録 年 月 日

登録の有効期限

肥 料 の 種 類

肥 料 の 名 称

保証成分量 (%)

その他の規格

肥料の品質の確保等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により上記のとおり登録する。

年 月 日

府 中 市 長 氏 名

## 特殊肥料（堆肥，動物の排せつ物，混合特殊肥料）の品質表示について

特殊肥料のうち、「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」を，生産・輸入又は販売する場合には次に掲げる表示例に従って容器又は包装の外部等に表示事項を表示しなければなりません。

(H12. 8. 31 農林水産省告示第 1163 号，R2. 10. 27 農林水産省告示第 2087 号 一部改正)

### 1 表示例

肥料取締法に基づく表示
肥料の名称 肥料の種類 届出をした都道府県 表示者の氏名又は名称及び住所 正味重量 生産（輸入）した年月 原料 主要な成分の含有量等 窒素全量 リン酸全量 加里全量 炭素窒素比 銅全量 亜鉛全量 石灰全量 水分含有量

- ※ 表示に用いる文字及び数字の色は背景の色と対照的な色とし，文字及び数字は，日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさとし，かつ，消費者の見やすい書体とする。
- ※ 肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には，文字及び数字の大きさは適宜とする。
- ※ 「生産（輸入）した年月」及び「原料」を様式に従い記載することが困難な場合は，該当の欄に記載箇所を表示の上，他の場所に記載することができる。
- ※ 「主要な成分の含有量等」については，2 の(8)の表示方法に基づき記載すること。

### 2 表示事項の表示方法

- (1) 肥料の名称  
肥料の品質の確保等に関する法律に基づき届出をした肥料の名称とする。
- (2) 肥料の種類  
「堆肥」，「動物の排せつ物」又は「混合特殊肥料」とする。
- (3) 届出をした都道府県  
肥料の品質の確保等に関する法律に基づき届出をした県名を表示する。
- (4) 表示者の氏名又は名称及び住所  
表示者とは，当該表示を行った生産業者，輸入業者又は販売業者とする。

(5) 正味重量

キログラム単位で記載すること。ただし、容積量をリットル単位で併記することができる。

(6) 生産（輸入）した年月

次のいずれかにより記載すること。「平成16年4月」「16.4」「2004.4」  
販売業者が生産年月を知らないときは、「表示をした年月」に変更し、記載する。

(7) 原料

ア 原料名は、次の区分に応じて記載すること。

(ア) 堆肥及び動物の排せつ物

原料名は、一般的な名称（鶏ふん、もみがら等）とする。「混合特殊肥料」を原料に使用する場合は、混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類を記載する。なお、堆肥及び動物の排せつ物を混合特殊肥料の原料に使用している場合は、堆肥又は動物の排せつ物の原料の一般的な名称を記載する。

(イ) 混合特殊肥料

原料名は、特殊肥料の種類を記載する。

また、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料を(ア)の記載方法に従い記載する。

混合特殊肥料を原料として使用する場合には、当該混合特殊肥料の原料である特殊肥料の指定名を記載する。

イ 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に、その旨を記載すること（〔 〕内に記載する場合を含む。）。混合特殊肥料を原料として使用する場合には、「混合特殊肥料」の字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料を重量の大きいものから順に記載する。

ウ 動物由来のたん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であって、同(1)の表の第2欄に定める確認済みゼラチン等以外のものをいう。）が使用されたものについては、次に掲げる事項を記載する。

(ア) 牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料を含まない場合

この肥料には動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。（注）動物由来たん白質の次に（ ）書きでその由来する動物種を記載することができる。

(イ) 牛等由来の原料を含む場合又は原料事情等により含む可能性がある場合

この肥料には牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。（注）牛等由来たん白質の次に（ ）書きでその由来する動物種を記載することができる。

エ 材料（オに掲げるものを除く。）は次の区分に応じて記載する。

(ア) 堆肥（(イ)に掲げるものを除く。）

生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。

(イ) 混合特殊肥料等（次に掲げる材料が使用された混合特殊肥料を原料として使用する堆肥及び動物の排せつ物を含む。）

生産に当たって固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料（昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の別表第二に掲げる材料に限る。）が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。また、当該材料が使用された混合特殊肥料を原料とした場合にあっては、その材料の名称も記載すること。

オ 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号。以下「規則」という。）別表第 1 号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載すること。

《記載例》

(原料)

牛ふん、鶏ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

3 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

4 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を 5% 使用したものである。

5 粒状化を促進するためにこんにやく飛粉を使用したものである。

6 固結を防止するためにパーライトを使用したものである。

7 浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。

8 悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。

(8) 主要な成分の含有量等

ア 別表一の主要な成分の含有量等については、同表の表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載すること。ただし、混合特殊肥料については、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合に限り記載すること（炭素窒素比を除く。）。また、誤差の許容範囲は同表のとおりとする。

イ 別表二の主要な成分の含有量等については、規則第 11 条第 9 号の表の中欄に定める量以上含有する場合に限り、同表の表示の単位を用いて記載することができる。また、誤差の許容範囲は同表のとおりとする。

ウ 現物当たりの数値で記載することが困難な場合は、「主要な成分の含有量等（乾物当たり）」として、乾物当たりの数値及び水分含有量を記載すること。

項 目	表示の単位	誤差の許容範囲	備 考
窒素全量	パーセント (%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示値が 1.5%未満の場合はプラスマイナス 0.3%</li> <li>・表示値が 1.5%以上 5%未満の場合は、表示値のプラスマイナス 20%</li> <li>・表示値が 5%以上 10%未満の場合は、プラスマイナス 1%</li> <li>・表示値が 10%以上の場合は表示値のプラスマイナス 10%</li> </ul>	
りん酸全量	パーセント (%)		
加里全量	パーセント (%)		
銅全量	1キログラム当たりミリグラム (mg/kg)	表示値のプラスマイナス 30%	豚ふんを原料として使用し、現物 1 kg あたり 300 mg 以上含有する場合に限り記載する。
亜鉛全量	1キログラム当たりミリグラム (mg/kg)	表示値のプラスマイナス 30%	豚ふん又は鶏ふんを原料として使用し、現物 1 kg あたり 900 mg 以上含有する場合に限り記載する。
石灰全量	パーセント (%)	表示値のプラスマイナス 20%	石灰を原料として使用し、現物 1 kg あたり 150 g 以上含有する場合に限り記載する。
炭素窒素比	—	表示値のプラスマイナス 30%	「堆肥」又は「動物の排せつ物」に限り記載する。
水分含有量	パーセント (%)	表示値のプラスマイナス 20%	乾物当たりで表示する場合に限り記載する。

※ 窒素全量，りん酸，加里の現物当たりの測定結果が 0.5%未満である場合は、「0.5%未満」と記載することができる。

主要な成分	表示の単位	誤差の許容範囲	備 考
窒素全量（混合特殊肥料（堆肥及び動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。）に限る。） アンモニア性窒素 硝酸性窒素 りん酸全量（混合特殊肥料（堆肥及び動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。）に限る。） く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量（混合特殊肥料（堆肥及び動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。）に限る。） く溶性加里 水溶性加里 アルカリ分 可溶性けい酸 水溶性けい酸 可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土	パーセント (%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示値が1.5%未満の場合はプラスマイナス0.3%</li> <li>・表示値が1.5%以上5%未満の場合は、表示値のプラスマイナス20%</li> <li>・表示値が5%以上10%未満の場合は、プラスマイナス1%</li> <li>・表示値が10%以上の場合は表示値のプラスマイナス10%</li> </ul>	<p>主要な成分の表示に必要な最小量は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素，りん酸，加里：1%（0.1%）</li> <li>・有効苦土：1%（0.01%）</li> <li>・アルカリ分，有効けい酸：5%（5%）</li> <li>・有効マンガン：0.1%（0.001%）</li> <li>・有効ほう素：0.05%（0.001%）</li> </ul> <p>※（ ）は家庭園芸用肥料の場合。</p>
可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン く溶性ほう素 水溶性ほう素	パーセント (%)	表示値のプラスマイナス30%	